

平成28年度 日立市環境教育活動支援事業補助金 活用団体活動報告書



平成29年10月

日立市

はじめに

本市の環境教育活動支援事業は、平成18年度に新日鉱ホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）100周年事業の一環として、「次の時代を担う子どもたちが環境や自然を学び研究するための活動に役立ててほしい」との温かい想いととも、多大な御寄附をいただき、その趣旨を受け、子ども達の環境教育活動を支援するため「日立市環境教育基金」を創設し、環境に関する活動を行う団体に支援を行っています。

本報告書は、平成28年度に支援を受けた20団体の活動内容等を取りまとめたものであり、本報告書を通じて、子どもたちを始め、たくさんの皆様に本市の自然の豊かさや活発な環境活動を知っていただき、より一層の活動の広まり、活性化を期待しているところです。

本市にはこれまで、企業や地域住民、そして行政が一体となり、環境問題に取り組み、克服してきた歴史があります。この先人達が連綿と育んできた、環境を大切にする心と豊かな自然環境を次世代へつないでいくためにも、環境に関する活動への支援は、市の重要な施策の一つとして、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えていますので、皆様の御協力をよろしくお願いします。



◎ 日立市環境教育活動支援事業の概要について

○日立市環境教育基金について	2
○日立市環境教育活動支援事業補助金について	2
○日立市環境教育基金活用審査委員会について	3
○日立市環境教育活動支援事業の賛同団体について	3
○環境教育活動発表会について	4
○環境教育活動発表会の開催状況	5
○日立市環境教育活動支援事業補助金Q&A	6

◎ 平成28年度に補助金を活用した団体の活動報告

○十王川キッズクラブ	8
○はなやま環境エコ体験隊実行委員会	9
○おおせ元気っ子クラブ	10
○日立十王緑の少年団	11
○櫛形小 十王川の生き物を守る会	12
○豊浦小学校こどもエコクラブ	13
○ホテルの棲む滑川を守る会	14
○中里の環境を考える会	15
○大久保学区を住みよくする会	16
○塙山小学校 自然の森を守る会	17
○東小沢久慈川の環境を守る会	18
○茨城県立日立第一高等学校	19
○茨城県立日立工業高等学校	20
○茨城県立多賀高等学校ボランティア部 Small Hands	21
○久慈小学校児童会	22
○日立市立助川中学校生徒会	23
○油縄子の環境を美しくする会	24
○大沼ビオトープを守る会	25
○ひたちエコキッズ★チャレンジ	26
○水木鮭っ子クラブ	27
○環境教育活動ポスター展について	28

◎ 資料

○日立市環境基本条例	30
○日立市環境都市宣言	32



日立市環境教育活動支援事業の
概要について

日立市環境教育基金について

平成18年に新日鉱ホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）100周年事業の一環として、本市へ1億円の寄附金をいただきました。これを原資に、「日立市環境都市宣言」及び「日立市環境基本条例」の基本理念に沿った環境教育事業を推進するため、「日立市環境教育基金」を設置しました。

日立市環境教育活動支援事業補助金について

「次の時代を担う子どもたちが環境や自然を学び研究するための活動に役立ててほしい」という寄附の趣旨から、子どもたちが中心となって、自然を守るための実践活動や環境に関する活動を行う団体に対し、日立市環境教育基金を活用した補助が行われています。平成18年度から平成28年度までの11年間で、49団体のべ207事業が補助を受けました。

年度別補助金活用団体数一覧

年 度	活用団体数	年 度	活用団体数
平成18年度	1団体（6グループ）	平成24年度	21団体
平成19年度	21団体	平成25年度	21団体
平成20年度	19団体	平成26年度	24団体
平成21年度	19団体	平成27年度	21団体
平成22年度	19団体	平成28年度	20団体
平成23年度	21団体		

日立市環境教育基金活用審査委員会について

日立市環境教育基金の有効な活用を図るため、日立市環境教育基金活用審査委員会を設置し、補助金申請内容の審査や活動状況の確認を行っています。

平成28年度 日立市環境教育基金活用審査委員会委員名簿（順不同・敬称略）

氏名	所属	備考
北 脩	茨城キリスト教大学兼任講師	
三田 朋尚	J X金属(株) 日立事業所 総務部長	
小野 真一	(株)日立製作所日立事業所 電力環境管理センター グループリーダー主任技師	
栗原由紀子	環境を創る日立市民会議委員	
田所 強	日立市市長公室企画調整課長	
川崎 恭子	日立市教育委員会指導課長	
今橋 徹也	日立市生活環境部長	委員長

日立市環境教育活動支援事業の賛同団体について

日立市環境教育基金は、日立市環境教育活動支援事業に御賛同いただいている団体からの寄附によって支えられています。

御賛同いただいている企業・団体（順不同・敬称略）

新日鉱ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）

株式会社セイブ

株式会社サンユーストアー

生活協同組合パルシステム茨城

日立市多賀農業協同組合

十王町地産地消施設利用組合

うかる文化振興委員会

和田ストアー

環境教育活動発表会について

「環境教育活動発表会」は、日立市環境教育活動支援事業補助金を活用した団体が、1年間の活動成果を発表し、振り返りの機会の創出や活動団体相互の交流、活動団体間の情報共有を行っているものであり、新たに基金の活用を考えている団体への情報提供の場ともなっています。発表会の会場には、発表を行う子どもたちの指導者や保護者をはじめ、学校関係者、ボランティア団体など多くの聴講者が来場し、子どもたちの発表に耳を傾けています。

平成19年から28年度までに10回開催され、のべ42団体がステージで発表を行いました。併せて、補助金を活用した全団体が、活動内容をまとめたポスターを作成し展示発表を行っています。



平成28年度環境教育活動発表会

講評について

発表終了後には、活動内容の良かった点や今後の活動に期待する点などをまとめて講評が行われます。

講評は、日立市環境教育基金活用審査委員会委員のうち、JX 金属(株)選出の委員と日立市教育委員会指導課長が行っています。

子どもたちは、自分が行った環境に関する活動について、第三者から評価をもらうことにより、新たな気づきを得て、次の活動への意欲を高めています。

環境教育活動発表会の開催状況

年度	開催日時	開催場所	発表団体	出席者数
平成19年度	8月4日(土) ※1	日立シビックセンター 502号会議室	日立市教育研究所	約100名
平成20年度	7月19日(土) ※1	日立シビックセンター 多用途ホール	茨城県立日立北高等学校 おおせ元気っ子クラブ 楡形小 ホタルを守る会 留第二子ども会 豊浦小学校こどもエコクラブ 塙山小学校自然の森整備委員会	約130名
平成21年度	7月18日(土) ※1	日立シビックセンター 501号、502号会議室	茨城県立日立第一高等学校 おおせ元気っ子クラブ 楡形小 ホタルを守る会 久慈地区を美しくする会 豊浦小学校こどもエコクラブ	約100名
平成22年度	7月17日(土) ※1	日立シビックセンター 501号、502号会議室	茨城県立多賀高等学校 ボランティア同好会SmallHands 茨城県立日立第一高等学校 おおせ元気っ子クラブ 楡形小 ホタルを守る会 駒王中学校科学研究部自然環境グループ	約100名
平成23年度	2月5日(日)	日立シビックセンター 501号、502号会議室	茨城県立日立第一高等学校 おおせ元気っ子クラブ 豊浦小学校こどもエコクラブ ボーイスカウト日立第8団	約80名
平成24年度	7月21日(土) ※1	日立シビックセンター 多用途ホール	茨城県立多賀高等学校 ボランティア同好会SmallHands 茨城県立日立第一高等学校 ひたちエコキッズ★チャレンジ ボーイスカウト日立第8団 駒王中学校科学研究部自然環境グループ	約130名
平成25年度	7月27日(土) ※1	日立シビックセンター 多用途ホール	茨城県立日立工業高等学校 茨城県立日立第一高等学校 多賀中学校生徒会 塙山小学校自然の森整備委員会 日高小学校科学クラブ(気象観測班) ボーイスカウト日立第8団	約100名
平成26年度	7月19日(土) ※1	日立シビックセンター 多用途ホール	茨城県立日立工業高等学校 大久保学区を住みよくする会 日立市立助川中学校生徒会 ボーイスカウト日立第8団 ホテルの棲む滑川を守る会	約120名
平成27年度	6月28日(土)	日立シビックセンター 501号、502号、 503号会議室	東小沢小久慈川の環境を守る会 ホテルの棲む滑川を守る会 成沢科学クラブ	約200名
平成28年度	10月15日(土) ※2	日立シビックセンター 音楽ホール	茨城県立日立第一高等学校 ボーイスカウト日立第8団	約650名

※1 エコフェスひたちと同時開催

※2 日立市環境教育活動支援10周年記念講演会と同時開催

日立市環境教育活動支援事業補助金 Q&A

Q 1 どのような団体が補助の対象となりますか？

A 1 市内にある、子どもたちを中心とした団体です。

これまで、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、こどもエコクラブ、少年団、学校（小学校から高等学校）、地域と学校が一体となった団体、部活動、生徒会、幼稚園などに補助しています。

Q 2 どのような活動が補助の対象となりますか？

A 2 子どもたちが中心となって行う、環境に関する実践活動、調査研究活動、普及啓発活動などです。

Q 3 補助金額はどのくらいですか？

A 3 1団体あたりの限度額は決めていませんが、予算の範囲内での補助になります。

Q 4 補助金を利用する場合のスケジュールを教えてください。

A 4 主なスケジュール（平成 29 年度）は以下の通りです。

時期	項目	内容等
4月中旬	補助金の申請	4月上旬から、補助金の活用を希望する団体の募集を行います。
5月上旬	審査、交付決定	日立市環境教育基金活用審査委員会で申請内容の審査を行い、補助金額等を決定します。
5月下旬	補助金の交付	決定した補助金を各団体に交付します。
補助金交付後	環境教育活動の実施	2月下旬までの間に、補助金を活用して活動を行います。
3月上旬	実績報告書の提出	3月上旬に、活動の成果等をまとめた報告書を提出します。
翌年度	環境教育活動ポスターの提出 環境教育活動発表会への参加	環境教育活動発表会は、補助を受けた翌年度に開催します。



平成28年度に
補助金を活用した団体の活動報告

十王川キッズクラブ

【活動名】 十王川まるごと体験

【団体構成】 十王地区の子ども会を中心としたこどもエコクラブ

小学生	109名
大人	12名
合計	121名

【主な活動場所】 十王川、たかはら自然塾

【活動目的】 川遊びや生物観察など川との関わりの中で、体験活動をとおして、地域の豊かな自然環境を理解する。

【活動の様子】

7月1日（金）水生生物調査



小学校総合学習で川の中の生物調査

7月17日（日）霞ヶ浦湖上体験



霞ヶ浦環境科学センターで水質実験

8月1日（月）自然体験・環境学習



豎破山でブナ林観察・里山体験

8月11日（木）まるごと体験



カヌー、浮遊体験、水辺遊び、生物調査

11月4日（金）鮭特別採捕・ふ化



漁協と協力して投網で鮭を採捕。採卵、受精し、ふ化した稚魚を学校で飼育

3月2日（水）鮭稚魚放流



保育園、幼稚園、小学校 500人が参加。学校で育てた稚魚を放流。2～8年で戻る

【活動の成果】 川で遊び、親しむことから日常生活での川との関わりを考えるようになった。体験を通じて、循環・共生といった環境問題に対する意識をもつことができ、環境づくりへの主体的な行動へと結びつけることができた。

はなやま環境エコ体験隊実行委員会

【活動名】 はなやま環境エコ体験隊 2016

【団体構成】 塙山小学校児童、塙山学区住みよいまちをつくる会、小学生 16名
塙山小PTA、学区子ども会育成連合会、スポーツ少年 大人 20名
団、青少年育成関係団体等 合計 36名

【主な活動場所】 塙山学区及び日立市周辺施設、福島県鮫川村、大子町、土浦市、東京

【活動目的】 子どもたちに、自然環境やエコロジーなどについて学習する機会を与えることで、自然環境について関心を持ち重要性を考えさせることを目的としている。

【活動の様子】 5月15日(日) 開講式&助川山自然観察会
6月3日(金)～4日(土) 事前研修 (天体観測ほか)
6月18日(土) 事前研修
7月1日(金)～2日(土) 事前研修
7月15日(金)～16日(土) 事前研修
8月2日(火)～4日(木) 福島県 宿泊体験
(交流会、自然観察、ブルーベリー収穫ほか)
8月23日(火) 霞ヶ浦環境科学センター「プランクトンの観察」
10月15日(土) 農業体験 いもほり
11月23日(水) 森林・林業体験学習事業
2月26日(日) 国立科学博物館見学
3月28日(火) 閉講式



助川山自然観察



宿泊体験自然観察



霞ヶ浦環境科学センター

【活動の成果】 環境については、太陽光発電などのしくみを学び省エネについての意識を高める機会を得ることができた。また、豊かな自然環境の中で昆虫観察や植物観察、プランクトンの観察や国立科学博物館の見学を通して自然の生態系について知る事ができ、自然環境を保護することの意義について学習することができた。年間を通し共同体験を行う事で自主性や協調性を高めることができた。

おおせ元気っ子クラブ

【活動名】 あらゆる環境を体験で学び理解しよう！！

【団体構成】 会瀬小児童（3年生から6年生）と 小学生 120名
会瀬学区コミュニティ推進会青少年育成部スタッフ 大人 12名
合計 132名

【主な活動場所】 会瀬交流センター

【活動目的】 東日本大震災を忘れないためにも海岸地域に住んでいる子どもたちに地域の大人たちが、山と海の自然環境（地域の変化）・環境保護を学び理解し、あらゆる環境の体験のきっかけづくりを行う。

【活動の様子】



助川山から地域を見よう！（助川山保全くらぶ）



森林・林業体験（奥久慈憩いの森）

【活動の成果】 環境教育活動支援事業補助金を活用することによって、あらゆる環境について学校・家庭で体験できないことを学ぶことができた。

郊外楽習をとおして見聞を広めることができた。

継続して学ぶことによって自然の偉大さ・大切さなど、体験をとおして学ぶことができた。

日立十王緑の少年団

【活動名】 森林愛護隊事業

【団体構成】	山部小学校児童と	小学生	30名
	教職員	大人	9名
		合計	39名

【主な活動場所】 山部小学校

【活動目的】 緑に親しみ、緑を大切にする心を育てる。
地球環境に関心を持ち、植物を愛する心を育てる。
ふるさと山部を愛し、住みよい郷土づくりに、積極的に活動しようとする態度を育てる。

【活動の様子】

6月20日(月)

緑のカーテンを作るため、1・2年生が
ゴーヤの苗等を植えました。



9月17日(土)

運動会では、地域の高齢者の方々に、学
校で育てた花と手紙をプレゼントしました。
地域の高齢者の方々に大変喜ばれました。



2月2日(土)

学校敷地内の樹木に掲げられている「樹
木名のプレート」が古くなり朽ちかけてき
たので、6年生が中心となって新しいプ
レートに替えました。



【活動の成果】 植物（緑）を大切に育てていこうとする心や態度の育成が図られた。
ふるさと山部が自然に囲まれ、住みやすい地域であることを子どもたち
一人一人に実感させることができた。
山部の子どもたちは緑を大切にしていくことを、保護者や地域の方々に
積極的に発信し、理解していただくことができた。

橿形小 十王川の生き物を守る会

【活動名】 十王川の生き物を育てよう

【団体構成】 橿形小学校児童と 小学生 499名
教職員 大人 66名
合計 565名

【主な活動場所】 橿形小学校周辺（ビオトープ）及び十王川

【活動目的】 ビオトープ付近での米作りやサケの飼育活動を通して、環境と生物との関わりについての理解を深め、次世代の担い手である子どもたちに、地域の自然と共に、よりよく生きていこうとする態度を育てる。

【活動の様子】 6月17日(金)田植え



地域のゲストティーチャーに来ていただき、ビオトープ脇の水田で、田植え、稲刈りを体験しました。

10月14日(金)稲刈り



6月27日(月)ホタルの話聞く会



10月27日(金)カワニナを放流



ホタルの話聞く会の方にお話を伺いました。ホタルのことを調べながら、学校のビオトープでホタルを育てようと整備を行いました。草を抜いたり、石を取り除いたり、深さを出すために掘り下げたりしました。

11月17日(金)サケの卵の捕獲



2月28日(火)サケの卵の放流



十王川でサケを捕獲する様子と卵を取り出して受精する様子を見学しました。捕獲後は、サケが育っていく様子を観察しました。稚魚になったサケを十王川に放流し、元気に戻って来ることを願いました。

【活動の成果】 自然に親しみ、稲やサケ、カワニナを育てる活動を通して、自然保護の大切さや豊かな心情を養い、環境と生物との関わりについて理解を深めることができた。

豊浦小学校こどもエコクラブ

【活動名】 地域の特色を生かした生活科・総合的な学習の時間の実践

【団体構成】 豊浦小学校児童と 小学生 510名
教職員 大人 27名
合計 537名

【主な活動場所】 豊浦小学校周辺、十王川周辺

【活動目的】 地域の自然に触れ、様々な体験をする事で、身近な自然環境について理解するとともに、環境問題について考える力を身に付ける。

【活動の様子】

6月29日（水）十王川探検



4年生が、総合学習の時間に十王川へ行き、市の環境政策課の方の説明を聞いた後、川の生きもの採取や観察・ストーンペインティング等を行いました。



11月4日（金）4年生が、十王川の鮭の遡上を観察しました。



6月16日（木）1年生が、切関公園で、自然観察をしました。



2年生が、野菜の苗を植え、成育状況を観察しました。



5月30日（月）6年生が、国道脇の花壇に花の苗を植え育てました。

【活動の成果】 十王川の生きもの採取や観察、植物の栽培や実験などの体験を通して、身近な自然について興味関心を高めることができた。

ソーラー発電などの実験を通して、環境に優しいエネルギーについて考え、自然環境やエネルギーを大事にする気持ちが育った。

ホタルの棲む滑川を守る会

【活動名】 地域とともに環境づくり大作戦

【団体構成】 滑川小学校児童（ホタル少年団15名含）と 小学生 363名
教職員、滑川交流センター職員等 大人 42名
合計 405名

【主な活動場所】 滑川小学校周辺（理科室前観察池（ビオトープ）、北川等）

【活動目的】 地域とともにつくる環境教育を推進し、心豊かな児童を育成する。

【活動の様子】

北川周辺の清掃活動（4月～3月）



「ホタル少年団」や4年生児童が中心に北川周辺の清掃活動を行い、ホタルの棲める環境づくりに取り組んだ。

ホタルの幼虫とカワニナ等の棲めるビオトープの整備（4月～3月）



滑川親父倶楽部の方々や理科室のおじさんの協力を得ながら年間を通してビオトープを整備し、カワニナ等の飼育や自然環境の様子を観察できるようにした。

北川にホタルの幼虫の放流、研修会・観賞会（6月～9月）



校内の水槽で飼育したホタルの幼虫を滑川交流センターの「ホタルの里親」の方々と「ホタル少年団」15名が一緒になって放流した。そして、その2か月後にホタルの研修会と観賞会を開き、ホタルへの興味関心と理解を深めた。

学校内外の花いっぱい運動とボランティア活動（4月～3月）



学校内外の花いっぱい運動では、学年の児童が協力し合い、除草や花壇づくりを行い、保護者の協力を得ながら花の苗植えを行った。また、全校児童が学校内外のボランティア活動に熱心に取り組み、ホタルの棲める環境づくりに努めた。

【活動の成果】 ホタル少年団や4年生児童が中心になって北川周辺の清掃活動を定期的に地域の方々と行い、自ら進んで環境づくりに取り組むことができた。また、ビオトープの整備では、滑川親父倶楽部や理科室のおじさんとホタル少年団が協力し合い、ホタルの幼虫が棲める環境づくりに努めた。そして、保護者の協力を得て学校内外での花いっぱい運動に取り組んだ。さらに、全児童自らがボランティア活動に励み、児童一人一人に豊かな心を育成することができた。今後もホタルの幼虫の放流、研修会・観賞会を実施し、ホタルが棲める環境づくりに努めていきたい。

中里の環境を考える会

【活動名】 夢いっぱい 笑顔いっぱい 中里っ子 育成プロジェクト

【団体構成】	中里小学校児童と	小学生	23名
	教職員	大人	10名
		合計	33名

【主な活動場所】 中里小学校と学区周辺地域

【活動目的】 環境を大切にする心や勤労精神を養い、豊かな心の育成を図る。
地域の方々との交流を通して、学校や郷土を愛する心の育成を図る。

【活動の様子】

米づくり：地元の方に水田をお借りして、もち米を毎年作ります。今年は豊作で、中里交流センターに寄附することができました。毎年行われる「どんど火祭り」のまゆ玉に使用していただきました。

(5/12 田植え)



(10/14 稲刈り)



(10/25 脱穀)



花いっぱい運動：花壇に苗を植えたり、整備したりします。地域にも配ります。今年度の「日立市花いっぱいコンクール」では、最優秀賞を受賞しました。



サケの放流：3、4年生が中心となって、サケの卵を稚魚になるまで育てました。2月下旬に全校児童で、近くを流れる里川に放流しました。放流後は、中里小学校近辺の清掃活動をしました。



【活動の成果】 今年度は、児童が育てたもち米を中里交流センターの事業で使っていたり、毎年続けている花いっぱいコンクールで、最優秀賞を受賞することができた。子どもたちが体験しながら活動したことが実績として残すことができ、自然や郷土を愛する心を育むことができた。

大久保学区を住みよくする会

【活動名】 大久保学区をきれいにし、大久保の自然に親しもう

【団体構成】 大久保小学校児童と
教職員

小学生	553名
大人	40名
合計	593名

【主な活動場所】 大久保小学校とその周辺

【活動目的】 児童と保護者や地域の方々との交流を広げたり、深めたりしながら、ともに「ふるさと大久保」の環境をよくする。

【活動の様子】

7月上旬 草ぬき隊（第1回）



130名の児童が参加し、環境美化に取り組んだ。
参加者は、名前の掲示とオリジナルバッジの授与を行った。

7月上旬 苗植え（コキア・サルビア）



委員会児童やボランティアの児童が、
秋に向けコキア・サルビアを植えた。

11月下旬 草ぬき隊（第2回）



低学年も参加し、290名の児童が取り組んだ。

12月上旬 苗植え（ビオラ）

委員会児童とボランティア児童が、冬に向けビオラを植えた。

【活動の成果】 草ぬき隊は、期間を限定して行うことで意欲的に行うことができた。委員会児童を中心に周知することができ、第2回草ぬき隊では、全校の半数以上が参加した。また、児童中心で活動することで、責任が芽生え、新たな（草ぬき隊がんばり賞授与）取り組みをするなど熱心に取り組むことができた。ボランティアで自主的に手伝う児童も見られた。

塙山小学校 自然の森を守る会

【活動名】 自然の森環境プロジェクト

【団体構成】	塙山小学校児童と	小学生	366名
	教職員	大人	27名
		合計	393名

【主な活動場所】 塙山小学校の敷地内

【活動目的】 塙山小学校の自然の森を守り、自然の森に生息する生き物を育てることで、つながりの中で生きる命を実感させると共に、自然とともにより良く生きていこうとする態度を養う。また、全校児童で植物を育てる活動を通して、命のつながりを実感させる。

【活動の様子】

自然の森の説明会



説明会では、池や水路、湿地の池、木の手入れ等についての説明を聞き、今後の活動の参考になりました。

花壇・自然の森のお世話



花壇に腐葉土や鶏糞を入れて耕すと、植物がぐんぐん育ってきました。また、自然の森の手入れ（水路・湿地の池）をしました。

自然の森の木の手入れ



自然の森の木の手入れをし、光が差し込み、風が通るすばらしい環境になりました。

【活動の成果】 自然の森や学校園の緑化整備、メダカなどの水生生物の育成を行ったことで、命の尊さや自然環境を見直すことができ、環境保全の意識が高まった。

東小沢久慈川の環境を守る会

【活動名】 久慈川の自然を守ろう

【団体構成】 東小沢小学校児童と 小学生 36名
教職員、保護者 大人 37名
合計 73名

【主な活動場所】 東小沢小学校周辺や久慈川の河川敷

【活動目的】 東小沢小学校周辺や久慈川の水質や水生生物の調査、鮭稚魚の放流、河川敷での菜の花の栽培などの活動を通して、自然環境を守ることの大切さを知り、自分たちの生活に生かすことができるようにする。

【活動の様子】

5月19日（木）田植え体験



田植え体験をしました。

9月30日（金）菜の花の種まき



久慈川の河川敷で菜の花の種をまきました。

10月3日（月）水質調査



久慈川の支流里川で水質調査のための水生生物の観察をしました。

2月21日（火）鮭稚魚の放流



久慈川中流域の見学や鮭稚魚の放流体験をしました。

【活動の成果】 調査や観察を通して、久慈川周辺はきれいな自然環境が保たれていることを知り、その自然環境を守っていくことの大切さに気付くことができた。体験活動から地域の人々の営みを体感し、地域のよさを知ることができた。

茨城県立日立第一高等学校

【活動名】 日立市内の自然環境調査

【団体構成】 科学系部活動の生徒と	高校生	27名
顧問教員	大人	7名
	合計	34名

【主な活動場所】 会瀬海岸、東滑川海浜緑地公園、神峰山

【活動目的】 地域の自然環境の研究・調査を通して、生徒の自然環境に対する保護・保全の意識を高める。また、調査・研究を実践することにより得られた結果等を報告会などで発表し、本事業で得られた技術や知識を地域社会へ還元する。

【活動の様子】

(通年) 会瀬海岸の海浜地形変動の調査

今年度は計7回の定期測量調査を行った(写真1)。また、調査結果をポスターにまとめ、千葉大学で行われた第10回高校生理科研究発表会に参加した結果、優秀賞を受賞した(写真2)。



写真1

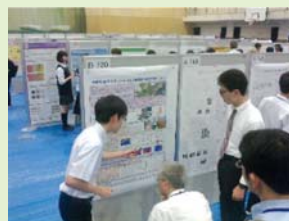


写真2

8月5日・6日

久慈川流域の河川地形及び河岸段丘地形の観察を行った。講師の藤平先生(結城一高)から、地理的視点からの地形の見方を教わり、河川地形の特徴を学んだ(写真3)。



写真3

1月29日

シビックセンターで開催された日立サイエンスショーフェスティバルに、ブース出展した。フズリナ化石の岩石薄片作成を子どもたちに体験してもらった(写真4)。



写真4

【活動の成果】 自然を科学的に観察・考察することで、科学に対する興味・関心の向上だけでなく、生徒たちの環境保護意識の高揚と、今後の地域での継続的な環境保護活動・研究活動に取り組むきっかけとなった。また、子どもたちへの科学教育の重要性を身をもって学ぶことができた。

茨城県立日立工業高等学校

【活動名】 電気自動車とモニタリングシステムの研究・省エネカー燃費競技車両の製作研究

【団体構成】 情報技術部及び自動車部生徒と 高校生 17名
顧問教員 大人 5名
合計 22名

【主な活動場所】 日立工業高等学校

【活動目的】 電気自動車と太陽光充電装置の製作、消費電力などのモニタリングシステム構築をとおり、エネルギー消費と省エネルギーについて考える。省エネカー製作をとおして、ものづくりの醍醐味と、環境・エネルギー問題について考える。

【活動の様子】

平成28年度 大会結果 省エネカー燃費競技
全国大会

ホンダエコマイレッジチャレンジ 2015
Aチーム ドライバー 機械科3年 高橋 直樹
記録 1331.661 km/L
136台中 7位 (県内最高順位)

県大会

第25回 茨城県省エネカー燃費競技大会
Aチーム ドライバー 機械科3年 高橋 直樹
記録 1168.61 km/L <優勝>
Bチーム ドライバー 機械科1年 照沼 士穂
記録 885.19 km/L <準優勝>



電気自動車

3Dプリンタキットの組み立て・調整

海外からキットを輸入した。電源回路などが海外仕様のため別途日本国内で使用可能な電源回路などを調達し、組み立て・調整を行った。

車体組み立て・調整

車体製作が間に合わず、大会に参加できなかったが、駆動回路については、ロボット制御用部品の流用が可能ということなどが確認できた。



【活動の成果】 燃費競技大会や電気自動車大会を通じて環境問題やエネルギー問題を身近に考えることができた。

茨城県立多賀高等学校ボランティア部 Small Hands

【活動名】 廃油キャンドルと古い傘で作ったエコバッグ

【団体構成】	ボランティア部生徒と	高校生	48名
	顧問教員	大人	2名
		合計	50名

【主な活動場所】 校内、環境フェア会場

【活動目的】 身近なものを使ってリサイクルをしたり、エコについて考える。

【活動の様子】

7月23日（土）エコフェスひたち2016

「廃油キャンドルと古い傘で作ったエコバッグ」のブースを設置し、来場者に廃油で作るキャンドルを作成してもらったり、エコバッグ等の販売を行いました。

また、2015年度の活動報告ポスターを作り、会場に展示しました。



10月9日（日）はくさんまえ公園祭り

多賀高校のブースを設置し、来場者に廃油で作るキャンドルを作成してもらったり、エコバッグ等の販売を行いました。

【活動の成果】 ゴミとして出していた廃油を集め、キャンドルとして再生したり、使えなくなった傘を使ってエコバッグを作るなど、身近なものを使用してリサイクルすることができるということを、活動の中で感じ、自身の生活にかしていこうとするきっかけとなった。

傘の回収については、学校の近くの女性センターで地域に呼びかけてもらい、材料集めにたくさんの方にご協力いただいた。また個人の方々からも傘の寄付があり、活動を通して、地域の方々と一緒にエコやリサイクルについて考える良い機会になった。

久慈小学校児童会

【活動名】 久慈小学校区環境保全・美化活動

【団体構成】 久慈小学校児童と 小学生 281名
教職員 大人 31名
合計 312名

【主な活動場所】 久慈小学校、久慈浜海水浴場周辺

【活動目的】 地域自然環境に清掃活動や緑化活動等に関わることを通して、環境保全・環境美化意識を高め、愛校心を高めるとともに、自ら環境に働きかけたり、ともによりよく生きようとしたりする実践力を養う

【活動の様子】

春と秋

種から育てた草花等の植え付け



8月20日(土)

校庭や花壇等の除草作業



7月7日(木)

久慈浜海岸清掃 (兄弟学級)



冬

プランターの草花栽培
(教室や温室で育苗)



【活動の成果】 花壇やプランターの草花栽培では、種から育てたたくさんの草花の苗を、花壇やプランターに植え付けて、学校花壇を花できれいにすることができた。環境の美化活動によって、児童は草花や自然に関心を持ち、きれいな環境を意識するようになった。校舎建て替え工事が始まり校庭が狭くなり、プレハブ校舎への引越しもあったが、各学年・委員会・保護者等による水やりや草取り、植え替えなどの協力によって、きれいな環境を守り育てることができた。花壇の草取りも、各学年の活動やPTAの協力で行うことで、児童も保護者も参加する緑化活動となった。今回も、久慈地区の久慈浜海水浴場で海岸清掃を実施し、児童は地域の一員としての自覚を深めた。さらに、地域への郷土愛・奉仕の気持ちも育てている。

日立市立助川中学校生徒会

【活動名】 ゴミ0（ゼロ）作戦～住みよい地域にするために～

【団体構成】	助川中学校生徒と	中学生	286名
	教職員	大人	28名
		合計	314名

【主な活動場所】 助川中学校周辺及び通学路ほか

【活動目的】 通学路や校内地域及び日立市全体の環境問題について学習を深める。
空き缶やごみを拾う等の活動を通して、環境保全・改善に対する意識の高揚と実践能力を育成する。

【活動の様子】



「ゴミ0作戦」を旗で周知する



参加率100%を目指してチェックする



ダストカーに分別したゴミを入れる



通学路に落ちているゴミなどを拾い、地域の環境美化に貢献する。スチール缶やアルミ缶、ペットボトル、燃えるゴミ、その他に分別して回収する。月に一回行うことで、生徒が環境について考えて生活している。

【活動の成果】 生徒の環境に対する豊かな感受性を育てながら、よりよい環境保全・改善のために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することができた。

油繩子の環境を美しくする会

【活動名】 地域花いっぱい・環境美化運動

【団体構成】	日立特別支援学校児童生徒と 教職員	小中学生、高校生	132名
		大人	92名
		合計	224名

【主な活動場所】 日立特別支援学校及びその周辺

【活動目的】 環境を大切にする心の教育及び勤労精神を育成する。
地域の交流を通して学校や地域を大切にする心を育成する。

【活動の様子】



心を込めて1粒1粒丁寧に種をまきました。



大きくなれと願いを込めて、ポットに苗を植え替えます。



板を切り、焼きを入れて、花壇の柵も手作りします。とてもステキにできました。



喜んでくれるかな。リヤカーに花を積んで、地域の方々に届けます。

【活動の成果】 夏の草花（サルビア、マリーゴールド、ノースポール）や春の草花（パンジー、ビオラ）を種から大切に育てることで、勤労の精神や協力し合うことの大切さ、地域環境を大切にする心の育成を図ることができた。また、育てた花のプランターを学校周辺の公共施設や事業所に届けることで、地域の方々との交流を深め、相互理解と地域の緑化に大いに貢献することができた。

大沼ビオトープを守る会

【活動名】 大沼小ビオトープを守ろう

【団体構成】	大沼小学校児童と 教職員	小学生 87名 大人 3名 合計 90名
--------	-----------------	----------------------------

【主な活動場所】 日立市立大沼小学校ビオトープ周辺

【活動目的】 学校ビオトープの保全を通して子ども達の環境への関心やいのちの大切さを育てる

【活動の様子】 ————— 6月 ビオトープを整備 —————



池の中を大そうじ！
ヘドロをとりまくるぞ～！！大変・・・



遊歩道の腐った杭を
すべて取り替えだ！
安全に気をつけます。



池の周りの環境を
整えるぞ！
まずは、ゴミを
取り除くのだ！



ゴールデン
スコップ
引き継ぎ。

————— 2月 ヤマザクラ・サザンカを植樹 —————



来年咲くって。
楽しみだね。

そっとおいて、
優しく土をかけてね。
10年後を楽しみに
しててね。



【活動の成果】 身近にある自然に親しむ機会が増え、一層動植物を大切にしていこうとする心情を育むことができた。環境を維持したり、活動してきたことを発信したりするなど、自主的に行動しようとする態度が見られた。

ひたちエコキッズ★チャレンジ

【活動名】 キッズISO14000 プログラムにチャレンジ

【団体構成】 田尻小学校児童と 小学生 105名
 教職員 大人 5名
 合計 110名

【主な活動場所】 児童の家庭及び学校

【活動目的】 「二酸化炭素を排出しない人づくり」を目指し、子供たちが、地球温暖化をはじめとする環境問題を知り、何が問題で、どうすれば解決できるか、自分にできることは何かを考え、行動を起こし、継続する力を身に付ける。

【活動の様子】

5年生が「総合的な学習の時間」にキッズISOプログラムを活用して身近な環境問題について学習している。夏休みには、各家庭でエネルギー削減に取り組んだ。削減の対象は、家庭での電気・ガス・水道・ゴミである。学校で調べたことと、家庭での実践をもとに学習発表会を行い、環境問題への意識を高めることができた。



児童がまとめた作品



学習したことをまとめる



地球温暖化を発表する

《児童の感想より》

実行したことは二つあります。一つは、はっほうスチロールなどリサイクルできるものは、リサイクルしました。二つ目は、ガス・電気・水道の使いすぎに気をつけるです。ガス・電気・水道は一番私の家では使うので、水の出しっぱなしに気をつけたり、でかける時は電気を消したりすることを実行しました。私の家ではでかける時も電気をつけていました。キッズISOに取り組んで思ったことがあります。あまり森林はかい、地球おんだん化などにきょうみがなかったのですが、キッズISOをおこなったことで、森林はかいや地球おんだん化などがくわしく知りたいなと思いました。

【活動の成果】 児童一人一人が「キッズISO14000 プログラム」にチャレンジすることで、家庭生活におけるエネルギーの削減（電気・ガス・水道・ゴミ）を意識することができた。また、家庭を中心に活動することで保護者もエネルギー削減への意識を高めることができた。

アンケート結果を専門のインストラクターが分析した結果は、以下のとおりである。

アンケート内容	児童	保護者
エネルギー削減に対する意識	意識改革あり98%	意識改革あり80%

ひたちエコキッズ★チャレンジ全体で、二酸化炭素換算にして、0.214トン削減することができた。

電力	ガス	節水	ゴミ
0.132トン	0.046トン	0.015トン	0.021トン

水木鮭っ子クラブ

【活動名】 鮭稚魚の孵化及び放流事業

【団体構成】	水木小学校児童	小学生	65名
	水木わかば幼稚園及び水木幼稚園園児	幼稚園児	40名
	サポーターとしての大人	大人	15名
		合計	120名

【主な活動場所】 水木交流センター、水木小学校、学区内協力者宅、イトヨの里泉が森公園

【活動目的】 鮭の受精卵から孵化、育成、放流までを体験する事により、生き物を育てる大切さ、難しさ、又稚魚の死滅等によるかなしみを身近な出来事として体験する事により、自然環境について考えるきっかけとなり、又、今後の社会生活に反映出来る様な子供を育てる。

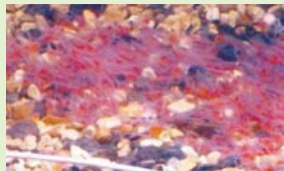
【活動の様子】



平成28年12月
那珂川第一漁協での受精卵の様子



平成29年1月5日
受精卵 15000 個を水木交流センター、水木小及び学区内協力者宅へ配布



平成29年1月15日
水木交流センターで受精卵が孵化



平成29年2月22日
水木幼稚園園児が水木交流センターで「鮭稚魚見学会」を実施



平成29年3月10日
鮭稚魚を泉川へ放流

【活動の成果】 水木交流センターでは、毎日交流センターを利用する皆さんに（利用者約200人/日）また、近隣の幼稚園園児に鮭稚魚の成長過程を見て頂いた。水木小学校では、昇降口付近に設置した水槽を毎日の登下校時鮭の成長具合を観察頂いた。結果として、生き物への関心を持って頂いたのと、泉川への放流を通じ、自然環境への理解、また、生き物を育てる事の難しさ、楽しさを学んで頂いた。

環境教育活動ポスター展について

平成28年度に補助金を活用した20団体に活動内容をまとめたポスターを作成してもらい、「エコフェスひたち2017」の開催に合わせてポスター展を開催しました。このポスターは、平成29年10月21日（土）に開催する環境教育活動発表会においても展示します。

期間 平成29年7月18日（火）～22日（土）

会場 日立シビックセンター ギャラリー



ポスター展の会場の様子



資

料

○日立市環境基本条例

平成 11 年 12 月 22 日
条例第 19 号

前文

日立市は、阿武隈山地と太平洋に囲まれた自然環境に恵まれたまちである。先人たちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、住みよいまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境への影響を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で豊かな環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、生態系の一部として存在し、限りある環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため、市民、事業者及び市が連携し、協力し合って、良好な環境を創造していく社会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が活かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ日立市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めるときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第 3 章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は開発行為を行おうとする者と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減のための施設の整備及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲を増進させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する活動の事例その他の環境の保全及び創造に関し、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第21条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制

の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協力)

第23条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第25条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置等)

第26条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、日立市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(年次報告)

第27条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(個別条例の制定)

第28条 この基本条例の施行に必要な個別条例は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日立市環境をまもる基本条例の廃止)

2 日立市環境をまもる基本条例(昭和49年条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に日立市公害対策審議会規則(昭和49年規則第62号)第2条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第26条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における日立市公害対策審議会規則第3条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

日立市環境都市宣言

—うるおいが活力を生むまち—

日立市は、朝日立ち昇る太平洋とみどりの阿武隈山地に囲まれた、四季の彩り美しい近代産業のまちです。

かつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、大煙突建設、大島桜の植栽、下水道整備に見られるように市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。

しかし近年、私たちは、ごみ問題、生態系破壊、地球温暖化、オゾン層破壊など、新しく困難な問題を抱えることになってしまいました。

これら環境問題の最大の被害者は、これから後の世代です。将来の市民に対し、環境と活力の調和した、持続可能な社会を創ることが、今に生きる私たちの使命です。

私たちは、今こそ先人の偉業に学び、協力して問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことを決意して、ここに「環境都市・日立」を宣言します。

- ◎ 私たちは、山・川・海など恵み多い自然と共に生きられるよう、この自然環境をまもり、育てていきます。
- ◎ 私たちは、地球環境にやさしい循環型社会を創るため、一人ひとりが、省資源、省エネルギー、リサイクルに心がけた生活をおくります。
- ◎ 私たちは、環境の歴史的シンボルである「さくら」を愛し、美しく快適なまちを創ります。
- ◎ 私たちは、ものづくりの精神を活かし、環境にやさしい技術の開発や活用に努めます。
- ◎ 私たちは、一人ひとりが、学び、考え、行動し、市民・企業・行政のパートナーシップでより良い環境を創っていきます。

平成17年3月25日
日立市



そこ吹く風、ひたち風。